

入札

入札参加資格審査申請書を受け付けます

平成 25・26 年度の工事・物品・設備管理委託などの入札参加資格審査申請を受け付けます。

▼添付書類 納税証明書（法人：法人税と消費税および地方消費税その 3 の 3、個人：申告所得税と消費税及び地方消費税その 3 の 2、町内業者は法人住民税若しくは町道民税）等必要書類を添付してください。また、審査結果通知送付用封筒に宛先を記入し、80 円切手を貼付してください。なお、申請は持参とし、郵送は認めません。

▼受付日時

2 月 1 日（金）～ 28 日（木）
※土・日、祝日は除く。9 時～11 時 30 分と 13 時～16 時。

▼受付場所 役場 1 階

▼申請用紙

①建設工事・設計業務等
北海道土木協会で購入

②建設工事に伴う物品及び一般物品、設備管理委託等

財政課に備え付けています（町ホームページよりダウンロード可）。

▼問合せ 財政課管財係

☎ 23 - 2331

入校募集

北海道障害者職業能力開発校 平成 25 年度入校生追加募集

求職中の障がい者の入校生（訓練期間 1 年間又は 2 年間）を追加募集しています。

▼願書受付期限 1 月 20 日（日）

詳細は、お問い合わせください。

▼問合せ 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山 60 番地・☎ 0125 - 52 - 2774/FAX0125 - 52 - 9177）

意見募集

パブリックコメント（意見募集）を実施します

平成 25～平成 34 年度までの 10 年間で町の住宅施策の基本的な方向性と展開方向を定めた「当別町住宅マスタープラン」（素案）と町営住宅の活用方針と事業計画を定めた「当別町営住宅長寿化計画」（素案）についてパブリックコメントを実施します。

▼閲覧場所

役場・太美出張所・西当別コミュニティセンター

※町ホームページでも閲覧可

▼募集期間

1 月下旬～2 月下旬

※詳細は、お問合せください。

▼提出方法 住所、氏名を記載の上、書面、FAX、メールにて提出してください（様式自由）。実施結果につきましては町ホームページ及び上記閲覧場所でご報告します。

▼問合せ 建設課建築住宅係

☎ 23 - 3147/FAX23 - 3206/
E-mail:kensetsu2@town.tobetsu.hokkaido.jp

調理師

2 年ごとに調理師就業届出が必要です

調理業務に従事している調理師の方は、2 年ごとに 12 月 31 日現在の調理従事場所等を届け出ることになっています。

▼提出期限 1 月 15 日（火）

▼問合せ（社）北海道全調理師会江別支部（江別市野幌町 61 番地 18 第 3 高関ビルアブリコット内・☎ 011 - 384 - 0321）、調理師会当別支部（錦町 1248 番地当別商工会館内・☎ 23 - 2447）

募集

非常勤保健師・保健事業従事者を募集します

▼応募職種 保健師または助産師、看護師資格を有する方

① 非常勤職員

・勤務内容 乳幼児健診、予防接種、健康教育、相談など
・勤務時間 1 週 29 時間（週 4 日程度）
・報酬 172,200 円（月額）

② 保健事業従事者

・勤務内容 乳幼児健診、予防接種、健康相談など
・勤務時間 1 ヶ月に数回
・賃金 半日勤務 4,700 円

▼勤務期間

4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

▼勤務場所 ゆとろ 他

▼募集人数 若干名

▼応募書類 履歴書・本人の住民票・保健師または助産師、看護師免許証の写し

▼申込期限 2 月 15 日（金）

▼申込み 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎ 23 - 2346）

水道

積雪時の水道メーターの検針にご理解を

水道メーターの受信器は、建物の外壁や宅地内に設置されています。そのため、冬期間は積雪や屋根からの落雪のために、検針ができない場合があります。

検針ができない場合、過去の検針データを基に推定した使用水量で水道料金等を請求し、実際に検針ができるようになった月に、過不足の精算をさせていただきますので、ご理解願います。

▼問合せ 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

納 税

町税納付済確認通知書を送付します

平成 24 年中 (1 月～12 月) に、町道民税・固定資産税・国民健康保険税の納付に口座振替 (自動払込) を利用されていた方には、1 月中旬頃に領収書の代わりとなる「町税納付済確認通知書」を送付しますので、確定申告等にご利用ください。

なお、国民健康保険税を特別徴収 (年金天引き) で納付された分は、年金保険者から送付される源泉徴収票でご確認ください。

▼問合せ 納税課納税係
(☎ 23 - 2341)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ町税の納付や相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口
1 月 10 日 (木)・24 日 (木)
(19 時 30 分まで)

相 談 会

経済問題に関する相談会を開催します

多重債務などにお悩みの方を対象に司法書士による相談会を開催します。

▼日時 1 月 10 日 (木)
13 時 30 分～16 時

▼場所 江別保健所 (江別市錦町 4-1)

▼相談料 無料

▼申込期限 1 月 8 日 (火)

※事前に予約が必要です。

▼申込み

江別保健所精神保健福祉係
(☎ 011 - 383 - 2111)

発 表 会

「当別町少年の意見発表会」 高校生の部発表者募集

2 月 16 日 (土) に「当別町少年の意見発表会」を開催します。

高校生の部では当別高等学校及び星槎国際高等学校の生徒とともに、町内在住で町外の高校に通学している高校生の発表の機会を設けています。日頃から人生や家庭、学校生活や社会などに思いを持っている高校生の方は、ぜひお申込み下さい。

▼募集対象

町内在住で町外の高校に通う方 (3 名以内。応募多数の場合は抽選になります。)

▼提出期限 1 月 22 日 (火)

▼内容 課題は自由とし、家庭、学校、地域社会及び友人との関わりの中で、日頃から感じ考えている自分の思いを表現したもの (発表時間 5 分以内)

▼申込み・問合せ

町教委社会教育課社会教育係
(総合体育館内・☎ 22 - 3834/
FAX22 - 3832/E-mail:kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp)

上 下 水 道

悪質業者にご注意を!

最近、町の職員や町から依頼を受けたかのように装った業者が、排水設備の点検や水道管の取り替えを勧めるという事例が増えてきています。町では次のような行為は行っておりませんので、十分にご注意願います。

■ 突然訪問し、簡単な水質検査や配管の確認を無料で行ったあとに、浄水器の販売や屋内水道管の取替等の工事契約を行うこと。

■ 町が業者に依頼してご家庭の排水設備を点検、清掃させること。

■ お客様から要請のない水質検査や漏水調査などを行ってお金をいただくこと。

■ 水道メータの有料交換を行うこと。

上下水道の修理は、当別町の指定を受けた業者でないとできません。不審に思われる場合は、すぐにお問い合わせください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

◎ 採用種目 ◎ 平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日等
陸・海・空自衛官候補生 (任期制自衛官・男子)	18 歳以上 27 歳未満の者	随時	受付時にお知らせします
高等工科学校生徒	一般 中卒 (見込含) 15 歳以上 17 歳未満の男子	11 月 1 日 (木) 1 月 7 日 (月)	1 月 19 日 (土) ※ 2 次試験あり
予備自衛官補	一般 18 歳以上 34 歳未満の者 (3 年以内に 50 日の教育訓練) 技能 18 歳以上、53 ～ 55 歳未満の者 (2 年以内に 10 日の教育訓練)	1 月中旬～	4 月中 ※ 教育訓練召集手当は日額 7,900 円 ※ 技能とは、衛生・語学・整備・建設等の資格。
江別地域事務所では、自衛官募集等に関する説明を随時実施しています。お気軽にお越しください。 江別市野幌町 40-15G & T ビル 2 F (月～金曜日、9 時～17 時)			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209			

「当別町地域福祉支援台帳」を作成します

町では、地域において支援を必要とする可能性のある要介護者の方への平常時の見守りの強化と、災害等における支援活動等の体制づくりを図るため、「当別町地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関等との共有を進めることとします。町に住むすべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

対象者

- ① 要介護認定者（要介護3以上の方）
- ② 重度障がい者（身体障がい（1級又は2級）、知的障がい（A判定）又は精神障がい（1級又は2級）のある方）
- ③ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ④ 共に65歳以上の夫婦のみ世帯の方
- ⑤ その他、支援が必要と認められる方

台帳に登録する情報

氏名、生年月日、住所、要介護理由、緊急連絡先（分かる方のみ）など

台帳の提供先

民生委員児童委員、当別町社会福祉協議会、町内会（町内会長等）、当別消防署など

台帳登録の本人同意を確認します

・要介護3以上の方、重度障がい者の方

戸別訪問等を行い、台帳に情報を登録することについての本人同意等を確認します。

※2月末までに個別にご連絡します。

※戸別訪問の際に緊急連絡先や見守りに必要な情報を確認します。

・ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の方など

12月に簡易書留郵便で、この事業の詳しい説明と本人同意等の確認方法などについてお知らせしています。

※台帳への登録を希望しない方は、郵送された申出書に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送いただくか、福祉課窓口などへご提出ください。

※初回の申出書提出期限は2月25日（月）です。

受診率向上のため 特定健診に係る情報提供にご協力を！

特定健診は、国から受診率等の目標値が示されており、平成24年度は受診率65%を目標にしています（当別町国保の平成23年度受診率は51.7%）。みなさんの健康を支える大切な健診ですが、受診率の達成状況によっては、町の国保に大きなペナルティーが課せられ、保険税などに影響を及ぼす可能性があります。

そのため定期通院中の医療機関で実施した検査結果を利用して、特定健診を受けたことと同様になる仕組みができました。受診率向上のため、みなさまのご協力をお願いします。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-4044）

■ 特定健診対象者は当別町国保加入者で、今年度中に40歳～74歳になる方です。

■ 医療機関に定期的に通院している方は、医療機関に「特定健康診査に係る同意書兼情報提供書」を提出してください。通院時の検査結果（血液・尿検査等）を利用して、特定健診を受けたこととなります。

■ 「特定健康診査に係る同意書兼情報提供書」は対象の方に郵送していますが、お手元にない方は、上記担当係へ連絡ください。

■ 上記以外の方は、特定健康診査受診券を利用して特定健診を受診しましょう。

